

【 公的年金等の税金について 】

中澤 良次

年金記録問題は未だ解決に時間がかかりそうです。今回は公的年金等の税金についてご紹介いたします。公的年金等の所得区分は雑所得とされています。この公的年金等については経済力が減退する局面にある人の生計手段となるものであること等を考慮して、通常の雑所得とは異なった所得金額の計算方法が採用されています。

I 公的年金等の範囲

公的年金等とは、次に掲げるものをいいます。

- (1) 国民年金法、厚生年金法等の規定に基づく年金
- (2) 恩給（一時恩給を除く）及び過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金
- (3) 確定給付企業年金法の規定に基づく年金及び確定拠出年金法の規定に基づく年金等

II 公的年金等の雑所得の金額

公的年金等に係る雑所得の金額は、その年中の公的年金等の収入金額から受給者の年齢や公的年金等の収入金額に応じた公的年金等控除額を控除した残額とされています。

具体的には以下の算式で求められます。

$$\text{公的年金等に係る雑所得の金額} = \text{その年中の収入金額} - * \text{公的年金等控除額}$$

* 公的年金等控除額

受給者の区分	その年中の公的年金等の収入金額 (A)	控 除 額
年齢 65 歳以上の 人	330 万円以下	120 万円
	330 万円超 410 万円以下	(A) × 25% + 37 万 5,000 円
	410 万円超 770 万円以下	(A) × 15% + 78 万 5,000 円
	770 万円超	(A) × 5% + 155 万 5,000 円
年齢 65 歳未満 の人	130 万円以下	70 万円
	130 万円超 410 万円以下	(A) × 25% + 37 万 5,000 円
	410 万円超 770 万円以下	(A) × 15% + 78 万 5,000 円
	770 万円超	(A) × 5% + 155 万 5,000 円

III 税金計算

基本的には、IIによって求められた公的年金等に係る雑所得の金額のほか、他の所得（不動産所得・給与所得等）があればそれらを合算させて、超過累進税率により所得税が課税されます。

なお、公的年金等は一定の計算によって所得税が源泉徴収されていますが、給与所得のような年末調整は行わないこととされており、生命保険料控除、地震保険料控除などは源泉徴収の段階で控除できないこととされているため、源泉徴収された税額とその年に納付すべき税額との差額については、確定申告で清算することになります。

IV 年金記録問題関連（参考）

- (1) 年金記録の訂正により過去に遡って支払われる公的年金等

その計算対象とされた期間に係る各支給日に支払われたものとされるため、本来の支給日の属する年分の修正申告が必要です。

- (2) 遺族が支給を受けた未支給年金

年金記録の訂正により、既に亡くなった方の年金が遺族に支給された場合には、当該遺族の一時所得として課税されます。

第 230 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きゃっちぼーる

平成 22 年 8 月 10 日

前田勝昭公認会計士事務所
名古屋市中区金山 1-15-10 三井生命ビル 8 F
Tel. 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096
<http://www.maeda-cpa.com/>

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 229 回

最近の厳しい暑さは、心と体力をも蝕みますね。
熱中症にはくれぐれもお気を付けてください。
我々中小企業の景気動向も少しずつ良くなっているようではありますが、まだ階段に一步足を乗せた程度ですね。
完全に立ち直るには、まだまだ何階も何階も階段を上っていかねばなりません。
大変ですね・・・気力を出してがんばってください。

さて、中国の韓非子はこう語っています。

一人の力は大勢の力（したがってたとえば従業員）にはかなわない。
一人の知恵ではすべてのことに目が届かない。
一人の知恵と力を使うよりも、会社中のあるいは知り合いの知恵と力を使う方がいい。
一人の考えだけで事を処理すれば、たまたま成功したとしても、ひどく疲れる。情報力も不足する。ましてやうまくいかなかったら目も当てられない。

と言っています。やはり現在のように変化が早くそして難しい変化をする社会で、事業経営をうまくやっっていこうと思うと、従業員の知恵、仲間等の情報力が必要です。自分だけでは対応できません。

今後の経営者は他人の智力を使うですね。

前田の《今人生を語る》第 134 回

めざめよ日本人⁵⁷

日本人は集団で行動することが得意で、組織としてまとまりやすい。しかし逆にその組織をいかにうまく統制して使うか、能力を引き出すか、となると？

同時に集団の長としていかにリーダーシップを発揮するか、どういった能力を備えるか？自社の規模、従業員の能力によってどんなリーダーシップを発揮すべきか？

難しいですね。

自分の行動、方針を決めるのは大変な勉強が必要ですね。